（注１）　外国法人等とは、法第５条第１項第１号から第３号までに掲げる者をいう。

（注２）　申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

（注３）　(A)の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

（注４）　(B)の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

（注５）　(C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

（注６）　(D)の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式（アの(C)の議決権制限株式を除く。）の数を減じて計算した数を記載すること。

（注７）　(E)の欄は、アの(H)に記載した議決権の総数に対するイの(D)の比率を記載すること。この場合において、合計の欄以外の欄は小数点第３位を四捨五入して小数点第２位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第３位を四捨五入して小数点第２位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の比率が３分の１未満である場合において、小数点第３位を四捨五入して33.33％となり、四捨五入する前の比率が３分の１未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、比率が３分の１未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：33.33321％の場合は33.3332％まで記載すること。）。

（注８）　(F)の欄は、議決権の総数の1000分の１未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「（計　者）」に記載すること。

（注９）　(C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

別表第八号の二　特定基地局の開設計画の様式（第25条の４第４項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

特定基地局開設計画

［１～14　略］

［注１～９　略］

10　別表第二号第１の22の欄のうち、別紙(1)、(2)及び(15)から(17)までについて記載すること。

［11～15　略］

別表第八号の二　特定基地局の開設計画の様式（第25条の４第３項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

特定基地局開設計画

［１～14　同左］

［注１～９　同左］

10　別表第二号第１の22の欄のうち、別紙(1)、(2)及び(15)から(17)まで、並びに別表第二号第５の38の欄のうち、別紙(3)及び(4)について記載すること。

［11～15　同左］